

令和7年度(2025年度)

環 境 速 報

第216号

令和7年(2025年)12月1日(月)発行

目次

◇令和7年8月から11月に公布された主な環境法令の概要について	1
「地球温暖化対策推進法施行令一部改正」、「環境影響評価法施行令一部改正」、「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令一部改正」、「再資源化事業等高度化法施行令」等	
◇省エネコラム ～ 温暖化により世の中は変化している ～	5
小林技術士事務所 所長 小林和男	
◇行政情報	7
○「気候変動に関する世論調査(速報)」から(内閣府 令和7年10月31日公表)	
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識(第22回)	13
～ 1日当たりの平均的な排水の量について(水質汚濁防止法) ～	
◇協会主催セミナー・研修会情報	15
○環境課題解決研究会 参加者募集! テーマ「排水処理プロセスの概要」	
◇環境法令改正情報(令和7年7月29日～11月27日)	17
◇協会からのお知らせ/編集後記	20

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう! ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21 地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話: 026-228-5886

Fax: 026-228-5872

メール: nasankan@alps.or.jp

ホームページ: <http://www.alps.or.jp/nasankan/>

エコアクション21 メール: ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ: <http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日*例外あり

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2025年12月17日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2026年1月14日（水）		
③ 2026年2月18日（水）		
④ 2026年3月18日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）又は事務局が対応します。

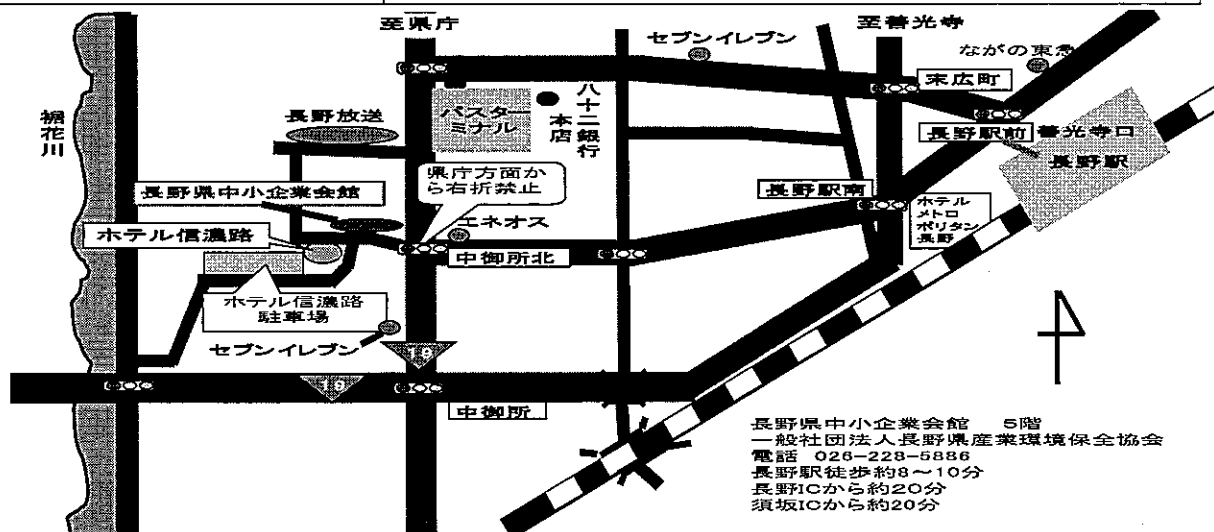
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail：ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション21 無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば）
① 12月17日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 1月14日（水）	
③ 2月18日（水）	
④ 3月18日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



令和7年8月～11月までに公布された主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した、令和7年8月から11月21日（金）までに公布された環境法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・同規則）中、主要な改正法令の概要を、所管行政庁のホームページで報道発表された情報等により紹介します。

（文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

1 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

（令和7年9月18日公布：政令第327号）

（1）背景・趣旨

第213回通常国会で成立した、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）で、算定割当量（京都議定書に基づくクレジット）に関する規定を削るとされたことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）について所要の改正を行う。

（2）改正の内容

①算定割当量の規定の削除

②算定割当量に係る手続の手数料の削除

算定割当量の管理に関して、次に掲げる者の手数料及び納付の方法等に関する規定を削る。

ア管理口座の開設の申請をする者

イ振替の申請をする者

ウ書面の交付を申請する者

※なお、算定割当量に関する規定は削除するものの、経過措置を設け、それらの規定の効力は存続する。

（3）施行期日 改正法の一部の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。

【出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令第327号の概要 令和7年7月 経済産業省イノベーション・環境局GXグループ 地球環境対策室 環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室】

2 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和7年9月19日公布：政令第330号）

（1）改正の背景・概要

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続においては、事業者が環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したのち、当該方法書及びこれを要約した書類を、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に送付しなければならないこととされている。その上で、当該方法書等の送付を受けた都道府県知事は、市町村長から環境の保全の見地からの意見を求めた上で、事業者に対し、都道府県知事としての環境の保全の見地からの意見を書面により述べることとされている。他方で、法第10条第4項においては、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の政令で定める市（以下「政令市」という。）の区域に限られるものである場合、例外として、当該市の長が、事業者に対し、方法書に係る意見を直接述べるものとされている。

以上の政令市の意見提出に係る仕組みは、法第20条第4項における環境影響評価準備書に係る意見についても、法第10条第4項を引用し、同様の扱いとされている。

本政令は、政令市に新たに熊本市を追加するもの

(2)施行期日 令和7年10月1日(水)

【出典:「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」2025年09月16日環境省ホームページ】

3 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

(令和7年10月8日公布:厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号)

(1)改正等の趣旨

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の製造等に係る届出等に関して、その方法、様式等について規定している。現在、上記届出等の方法のうち、電子情報処理組織による届出等(以下「電子届出等」という。)においては、省令第11条では電子署名並びに商業登記法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律又は厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定める電子証明書(以下「電子署名等」という。)を、省令第13条では省令第16条に規定する申出者コードを求めている。今般、電子届出等の利便性向上のため、上記の電子署名等に加えて、届出等を行おうとする者が付与された識別符号及び当該届出等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号(以下「設定暗証符号」という。)を追加する等、省令における電子届出等に係る規定について、所要の改正を行う。また、省令の改正に伴い、省令における電子届出等に係る電子計算機等を定めている告示について、体裁的修正を含め、所要の改正を行う。

(2)改正する省令の概要

①改正省令第1条の規定による改正

ア届出の電子化に関する措置(省令第3条関係)

外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出の方法として、電子届出等による方法を追加する。
イ電子届出等に関する措置(省令第11条、第13条、第15条及び第16条関係)

電子届出等を行う際に求めるものとして、現在規定されている電子署名等に加えて、設定暗証符号(例:GビズID(プライム又はメンバー)等)を定める。また、電子届出等を行う際に省令第16条の規定による申出者コードを求めていた、確認を受けた新規化学物質に係る報告(省令第5条)、少量新規化学物質の確認に係る申出(省令第6条第1項)、高分子化合物の確認に係る申出(省令第7条)及び低生産量新規化学物質の確認に係る申出(省令第9条第1項)については、設定暗証符号による方式とし、それに伴い、現在規定している申出者コードは廃止する(省令第16条を削除する。)

※上記の2点と併せて、様式の修正等、所要の改正を行うこととする(様式第1、第11及び第15から第17まで関係)。

②改正省令第2条の規定による改正

ア申出の原則電子化に関する措置(省令第6条及び第9条関係)

少量新規化学物質の確認に係る申出(省令第6条第1項)及び低生産量新規化学物質の確認に係る申出(省令第9条第1項)について、電子化を更に加速するため、原則として電子届出等による方法により行うものとする。
ただし、電子届出等による方法が著しく困難な場合は、紙面での届出等をもって代えることができるものとする。

【出典:「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)等の概要」(令和7年8月5日 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室)から抜粋した】

(3)施行期日 (2)①:令和8年7月1日 (2)②:令和11年1月1日

4 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和7年10月29日公布：政令第358号）

（1）改正の概要

- ① 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。4-〔2-（4-ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4-〔2-（4-ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。
- ② 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。
塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）

（2）施行期日（1）①：令和7年11月1日（1）②：公布の日から

（3）経過措置等

今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和7年11月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和8年1月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和8年1月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

【出典：毒物及び劇物指定令等の一部改正について（都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて厚生労働省医薬局長通知：医薬発1029第1号令和7年10月29日）から抜粋】

5 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年5月29日公布 法律第41号）関係

（1）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令

（令和7年11月12日公布 政令第370号）

- ①概要 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行は令和7年11月21日とする。

（2）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第10条第1項の要件を定める政令の一部を改正する政令

（令和7年11月12日公布：政令第371号）

①概要

ア題名の改正「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第10条第1項の要件を定める政令」の名称を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令」に改める。

イ計画の認定の申請者の使用人について所要の規定を設ける。（第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条関係）

ウ縦覧等を要する廃棄物処理施設 当該申請に係る事項に係る廃棄物処理施設が焼却施設である場合とすること。（第4条関係）

エ認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準を定めた。（第5条関係）

オ認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準を定めた。

- ・産業廃棄物の収集又は運搬に当たっての基準（第6条第1号関係）
- ・産業廃棄物の処分に当たっての基準（第6条第2号関係）

カ認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準を定めた。（第9条関係）

キ登録調査機関の登録の有効期間を5年とした。（第11条関係）

クその他 その他規定の整備をした。

②施行期日 令和7年11月21日

(3) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

(令和7年11月12日公布:環境省令第22号)

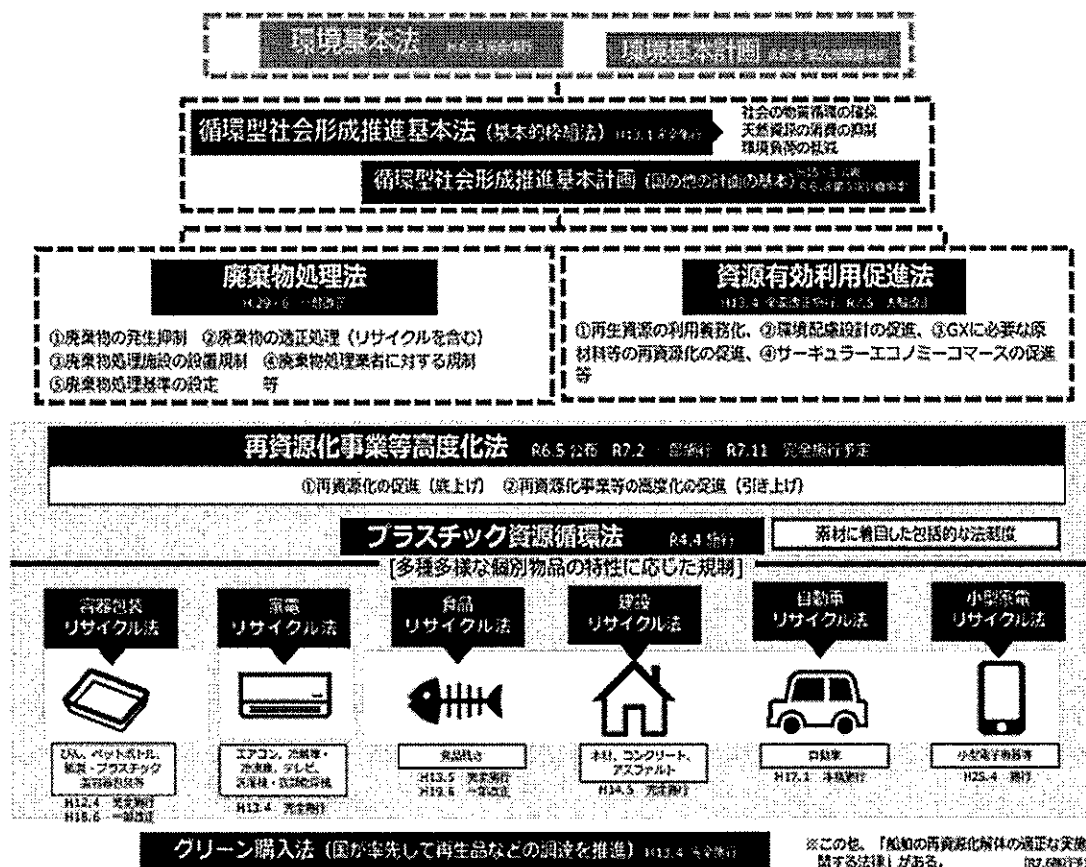
①概要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律及び資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令の規定に基づき、並びに同法を実施するため定めたもの。

②施行期日 令和7年11月21日

〔参考〕資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(再資源化事業等高度化法)の位置づけ

(参考) 循環型社会を形成するための法体系



【出典:「資源循環の促進のための再資源化事業等の 高度化に関する法律について」(令和7年7月 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課)から抜粋/令和7年11月12日(水) 官報 号外第249号から抜粋】

～ 温暖化により世の中は変化している ～

今夏も暑い日々の連続でした。気温40℃を超える「危険な暑さ」となり酷暑で外に出られな
いなど、10月に入っても暑さは続いていました。11月になり急に寒くなり中旬には初雪となりま
した。半袖を着ていた翌日からはセーターを着ました。三重大グループの研究では、日本の「夏
の期間」が3週間長く、「冬の期間」は変わらず、春と秋が短くなり「二季化」しているとのこと
です。夏の期間は年々日数が増加傾向にあり、長い夏と冬の二季化がより進むと警鐘を鳴らし
ています。

今年は我が家の栗の木の収穫が少なく、今年が生り年の柿が熟す前に落下してしまってい
ます。どんぐりの実が少ないようなので熊が里に出てきて、各地で熊による被害が多発していま
す。田んぼでは、昨年までは「コシヒカリ」でしたが、今年から「にじのきらめき」や長野県オリジ
ナル品種「風さやか」を作付けしています。今後は「にじのきらめき」が増加するようですので採
種用として稲作されています。

「にじのきらめき」は、高温適応、背丈が小さく倒れにくい、収穫量が多い、食味がよいとのこ
とです。先日「にじのきらめき」と「風さやか」の各2kgが営農組合より各組合員に配布されま
した。食べ比べるとどちらも美味しかったです。「風さやか」は、長野県農業試験場が13年の歳
月をかけて開発し、2013年3月に登録された品種とのことでした。現在は長野県産米の76%
は「コシヒカリ」ですが今後は「にじのきらめき」などに置き変わるのではと思っています。また、
稲の中干の期間によっても温室効果ガス発生量が影響するようですので、稲作も温室効果ガ
スを考える時がきています。

このように気候変動と共に世の中は確実に変化しています。今までと同じことを繰り返しても
同じ結果になりません。今までと同じ結果を得るためには変化していく必要があります。企業の
事業活動も同様に今までは良かったからと同じことを繰り返しては衰退する、現状維持は
衰退とある社長さんは言われていました。

今後もより一層の省エネ取組が求められています。猛暑も和らぎマラソンの季節となりました。
省エネルギーセンター発行「2025 年冬の省エネルギー推進ポスター」には次のように書かれ
ていました。「省エネに終わりなし」の言葉にあるように、省エネは一度きりの取り組みではあり
ません。マラソンのように、一歩ずつ、着実に、そして継続的に進めることが大切です。そんな省
エネ活動の本質を「マラソン」と「PDCAサイクル」に重ねて表現していました。さあ、まずは目
標を見きわめ、省エネをスタート(&再スタート)させましょう!

P: 目標見きわめ、省エネスタート

D: 無理なく実行、運用改善から

C: 見えるかで確認、エネルギー使用量

A:見直し重ねて、省エネレベルアップ

気候変動への対応として緩和策と適応策があります。緩和策は温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策で、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの普及拡大、CO₂の吸収源対策、CO₂の回収・貯留などです。適応策は影響への備えと新しい気候条件の利用で、渇水対策、治水対策・洪水危機管理、熱中症予防・感染症対策、農作物の高温障害対策、生態系の保存などです。また、これらに関する新法や法令改正が行われ、労働安全衛生法で熱中症予防対策が6月より義務化されました。

地球温暖化の原因である二酸化炭素を回収し、貯留する「CCS」という技術が注目されています。岩石内の特定の鉱物と反応すると二酸化炭素が瞬時に鉱物化することをコンピューターシミュレーションで突き止めたという新聞記事がありました。また、ノーベル化学賞が授与された金属有機構造体の開発によりCO₂回収や環境応用が期待されています。近年のノーベル賞は温暖化対策に応用可能な発明が多いように思います。

長野県は雪国での太陽光発電導入に向けた令和6年度「県民参加型予算」による調査事業で、中野飯山地域6市町村を管轄する北信地域振興局が主導し、積雪が深いエリアの建物への太陽光パネル設置の可否や設置可能な規模、積雪量や屋根など建物の形状ごとに設置できる太陽光パネルを紹介するガイドブックが作成されました。豪雪地帯でも太陽光発電導入が可能との内容でした。

国連環境計画の報告書では、2024年の世界の温室効果ガス排出量は前年から2.3%増えて過去最多となったとのことです。産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える「パリ協定」の目標達成には遠く、対策を強化しなければ、今世紀中に最大で2.8℃上昇すると報告されています。日本の10月の全国平均気温は2024年に次いで過去2番目の高さだったと気象庁は発表しています。長野地方气象台によると県内の10月の平均気温は平年を0.8～2.3℃上回ったとしています。

パリ協定目標1.5℃抑制が困難な状況だと報道されています。長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しも進められています。

今年は京都議定書発効から20年、パリ協定採択から10年、2030年まであと5年、そして11月21日に閉幕予定のCOP30での成果が期待されます。COP30に参加する環境団体「気候行動ネットワーク」は、地球温暖化対策に後ろ向きな国に贈る「化石賞」に日本を選んだと発表しました。今こそ、日本のあらゆるアクターが行動を加速させる時です。

小林 和男 小林技術士事務所 所長
技術士(電気電子部門/総合技術監理部門)
e-mail:koba@liyama-catv.ne.jp

「気候変動に関する世論調査」(2025 年 10 月 31 日内閣府公表)から

内閣府が本年度の世論調査の一環として「気候変動に関する世論調査」を実施し、その結果(速報)が公表されましたので、参考として、一部を抜粋して、掲載します。

【出典:内閣府世論調査「気候変動に関する世論調査」

(URL:<https://survey.gov-online.go.jp/environment/202510/r07/r07-kikohendo/>) *一般社団法人長野県産業環境保全協会専務理事古川雅文の責任で抜粋】

調査対象 全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人

回収数 1,766 人(回収率 58.9%) (回収数の内訳:郵送 1,125 人、インターネット 641 人)

調査期間 令和7年9月 11 日 ~ 10 月 19 日

調査方法 郵送法(配布:郵送、回収:郵送又はインターネット回答)

調査目的 気候変動に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

調査項目 1 気候変動問題について

- 2 脱炭素社会について
- 3 気候変動影響について
- 4 気候変動適応について
- 5 熱中症予防について

調査実績 「気候変動に関する世論調査」(令和2年 11 月、令和5年7月)

「地球温暖化対策に関する世論調査」(平成 17 年 7 月、平成 19 年 8 月、平成 28 年 8 月)

「地球温暖化防止とライフスタイルに関する世論調査」(平成 13 年 7 月)

「地球環境とライフスタイルに関する世論調査」(平成 10 年 11 月)

「地球温暖化問題に関する世論調査」(平成 9 年 6 月)

関係府省庁 環境省

その他 1 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が 100 にならないこともある。

2 本調査は速報であり、属性別の結果やクロス集計表については確報段階で公表する。回収数及び回収率を含む速報の数値は、確報において修正される可能性があることに留意されたい。

1 気候変動問題について

(1) 地球環境問題に対する関心

問 1. 気候変動とは、人間の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることによって地球の気温が上昇する「地球温暖化」や、自然の要因などによって気温や降水量などが変動することをいいます。あなたは、気候変動が引き起こす問題に関心がありますか。(○は1つ)

該当者数	関心がある (小計)	関心がある	ある程度関 心がある	関心がない (小計)	あまり関心 がない	全く関心が ない	無回答
人	%	%	%	%	%	%	%
1,766	91.7	50.6	41.1	7.8	6.5	1.4	0.5

2 脱炭素社会について

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組への意欲

問 4. 「脱炭素社会」とは、人間の活動による温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が等しくなり、排出実質ゼロとなる社会をいいます。あなたは、「脱炭素社会」の実現に向け、一人一人が二酸化炭素などの排出を減らす取組について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

該当者数	取り組みたい (小計)	積極的に取 り組みたい	ある程度取 り組みたい	取り組みたく ない (小計)	あまり取り 組みたくな い	全く取り組 みたくない	無回答
人	%	%	%	%	%	%	%
1,766	89.2	25.7	63.6	9.7	8.4	1.4	1.0

ア 脱炭素社会の実現に向けた取組を行いたくない理由

(問4で「あまり取組みたくない」、「全く取組みたくない」と答えた方への質問)

問5. 取組みたくない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	地球温暖化対策として効果があるのかからない*	どのような基準で選択し取組めばよいか情報不足*	日常生活の中で常に意識して行動するのが難しい*	経済的なコストが掛かるから	手間が掛かるから	地球温暖化への対策を行う必要性を感じない*	その他	特にな	無回答	計 (N.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
172	56.4	31.4	30.2	23.8	20.3	11.0	12.8	7.0	-	193.0

*の回答肢は一部省略のあることを示している。

(2) 日常生活で行っている脱炭素社会の実現に向けた取組

問6. 「脱炭素社会」の実現に向け、あなたが日常生活の中で、現在、取り組んでいることは何がありますか。(〇はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	こまめな消灯等による電気消費量の削減*	経費や重ね着等で冷暖房の設定温度を適切に管理*	省エネルギー効果の高い家電を購入*	宅配便の1回での受取りなどによる再配達防止*	移動時に徒歩・自転車・公共交通機関の利用	エコカーの選択やエコドライブの実践*	省エネ住宅への居住、又はリフォームの施工*	温暖化対策に取り組む企業の商品の購入等*	自家発電又は電気を再生可能エネルギーに切替*	温暖化対策に取り組む団体・個人への応援・支援*	その他	現在では取り組んでいない	無回答	計 (N.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,766	66.5	60.9	48.9	45.4	34.7	16.9	15.0	10.6	8.2	3.2	1.5	6.5	0.9	319.3

*の回答肢は一部省略のあることを示している。

3 気候変動影響について

(1) 気候変動影響の認知度

問 8. 地球温暖化などの気候変動は、農作物の品質低下、野生生物の生息域の変化、大雨の頻発化に伴う水害リスクの増加、熱中症搬送者数の増加といった形で、私たちの暮らしの様々なところに影響を与えています。このような気候変動による影響を「気候変動影響」といいます。あなたは、地球温暖化などの気候変動により、このような様々な影響が出ることを知っていましたか。(○は1つ)

該当者数	知っていた	知らなかった	無回答
人	%	%	%
1,766	86.2	10.8	3.1

(2) 日常生活で感じる気候変動影響

問 9. あなたが、日常生活の中で気候変動影響を感じることは何ですか。(○はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	夏の暑さ	雨の降り方の激しさ	洪水などによる気象災害の増加・激甚化	熱中症患者の増加	農作物の旬の時期の低下、品質の低下	桜の開花時期など身近な植物の変化	その他	特に感じない	無回答	計 (M.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,766	95.1	77.1	74.9	62.5	60.2	37.6	5.0	0.8	0.6	413.9

4 気候変動適応について

(1) 気候変動適応の認知度

問10. 気候変動は私たちの生活にも影響を与えています。その影響に対処し、被害を防止・軽減する取組を「気候変動適応」といいます。あなたは、気候変動適応という言葉、その取組を知っていましたか。(○は1つ)

該当者数	知っていた	言葉は知っていたが、取組は知らなかった	言葉は知らなかったが、取組は知っていた	知らなかった	無回答
人	%	%	%	%	%
1,766	11.6	21.1	14.5	51.6	1.3

(2) 実践している気候変動適応への取組

問12. あなたが、現在、実践している気候変動適応への取組は何ですか。(○はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	塩分・水分補給やエアコン使用による熱中症対策*	水災害リスク及び避難経路などの事前確認*	高温によって影響を受けた規格外野菜の購入	デング熱などの蚊を媒介とする感染症の予防*	雨水利用や節水などの水資源の保全	身近な動植物への気候変動影響の観察・情報共有	気候変動影響・適応についてのSNS発信など*	サンゴや高山の動植物などの保全活動	その他	特にない	無回答	計 (M.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,766	82.1	40.4	24.9	20.3	18.3	7.6	7.0	1.0	0.9	8.2	0.6	211.3

*の回答肢は一部省略のあることを示している。

(7) 気候変動適応に関して政府、地方公共団体に期待する取組

問17. あなたが、今後、気候変動適応を実践する上で、政府や地方公共団体にどのような取組を期待しますか。(〇はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	農作物の品質や収穫量、漁獲量への対策	洪水、高潮・高波などへの防災対策	治水対策や水資源の保全対策	停電時でも発電可能な再エネの設備導入の促進*	熱中症対策	気候変動影響や気候変動適応の取組の情報提供*	水質の改善や保全対策	野生生物や植物の保全対策	屋上や壁面の緑化などのヒートアイランド対策	デング熱などの蚊を媒介とする感染症対策	セミナーやシンポジウムの開催による普及啓発*	その他	無回答	計(M.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,766	63.0	56.2	51.8	48.4	42.8	42.6	33.2	30.6	27.7	26.3	10.0	3.6	1.4	437.7

*の回答肢は一部省略のあることを示している。

5 熱中症予防について

(5) 熱中症予防のために心掛けている行動

問23. あなたは、あなた自身、若しくは家族や身近な人の熱中症を予防するためにふだんからどのような行動を心掛けていますか。(〇はいくつでも)

(複数回答)

該当者数	こまめな水分・塩分補給	適切なエアコンの使用	涼しい環境への移動	熱中症(特別)警戒アラートが出ているかの確認*	周囲の人への見守り・声かけ	暑さに体を慣らす	「暑さ指数」の確認	特に意識しない	無回答	計(M.T.)
人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1,766	91.3	85.8	53.5	38.1	32.3	24.0	18.0	0.8	0.2	344.0

*の回答肢は一部省略のあることを示している。

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第 22 回）

～ 1 日当たりの平均的な排水の量について～

1. はじめに

水質汚濁防止法で定められた排水基準の適用については、1 日当たりの平均的な排水の量によって排水基準が決まる項目がある。ここでは、1 日当たりの平均的な排水の量によって排水基準が変わる項目について、また、「1 日当たりの平均的な排水の量」の算出方法について説明をする。なお、ここでの説明は概要のみとなるため、各事業場で適用される排水基準については水質汚濁防止法の一貫排水基準、長野県の上乗せ排水基準を確認いただきたい。

2. 1 日当たりの平均的な排水の量について

水質汚濁防止法において、生活環境に関する項目（表 1）の排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用することとなっている。有害物質に関する項目については、排水の量に関わらず適用となる。

長野県においては、条例により上乗せ排水基準が定められている。長野県内の事業者は上乗せ排水基準に従うこととなるため、注意をしていただきたい。

表 1. 水質汚濁防止法の生活環境に関する項目

pH	BOD	COD	SS	ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油含有量）
フェノール類 含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	ノルマルヘキサン抽出物質 （動植物油脂類含有量）
溶解性マンガ 含有量	クロム含有量	大腸菌数	窒素含有量	燐含有量

（1）BOD（COD）、SS、大腸菌数について

生活環境に関する項目のうち、BOD（COD）、SS、大腸菌数の排水基準については表 2 のとおり。長野県の上乗せ排水基準が適用されているため、1 日当たりの平均的な排水の量によって基準値が変わるため、注意が必要となる。また、基準値が異なる業種があるため、併せて確認をしていただきたい。大腸菌数については上乗せ排水基準の設定は無いため、一律排水基準が適用となる。

表 2. BOD（COD）、SS、大腸菌数の排水量毎の排水基準（上乗せ排水基準）

区分	排出量	項目及び許容限度				
		BOD（COD）（mg/L）		SS（mg/L）		大腸菌数 （CFU/mL）
		最大	日間平均	最大	日間平均	
下記以外の業種	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	800
	50m ³ 以上	30	20	50	30	800
寒天製造業 清酒製造業	10m ³ 以上	60	40	90	60	800

畜産農業 (豚房の総面積が250m ² 以上、牛房の総面積が 500m ² 以上のものに限 る)	10m ³ 未満	160	120	200	150	800
	10m ³ 以上 500m ³ 未満	160	120	85	70	800
	500m ³ 以上	30	20	50	30	800

(2) その他の生活環境項目について

生活環境に関する項目のうち、BOD (COD)、SS、大腸菌数以外の項目については、1日当たりの平均的な排出水の量と業種によって、排水基準が細かく設定されているため、各事業所に適用される排水基準を再度確認いただきたい。

3. 1日当たりの平均的な排出水の量の算出方法

1日当たりの平均的な排出水の量の算出方法については環境庁(当時)からの通達、昭和46年09月20日環水管24号の中で、下記のとおり算出することとされている。

- (1) 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水の量とする。

なお、季節的に大巾に排水量の変動する場合は、通常の操業時期を対象とする。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$

Q：1日当たりの平均的な排出水の量 (m³/day)

q_n：実測流量 (m³/sec)

t_n：q_nの測定を行なった日の実質操業時間 (sec)

n：測定回数

- (2) 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行ない、かつ、使用水が水道のみによる場合は、(1)にかかわらず、次式によることができる。

$$Q = \frac{Q_T - Q_o}{n}$$

Q_T：1ヶ月間の水道使用量

Q_o：製造過程等で明らかに消費される水量(実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)

n：1ヶ月間の操業日数

4. おわりに

1日当たりの平均的な排出水の量については、事業所の排水基準を決める重要な数値であるため、排出水の量の確認、適用される排水基準について今一度法律を確認し、適切な管理をお願いしたい。

第4回環境課題解決研究会

排水処理の現場においては、処理の状況に応じて適切な対応を求められます。日頃の管理には大変なご苦勞をされているかと思います。

この会は排水処理の動向や技術について学びながら、現場での経験や悩みなどを企業の垣根を越えて共有する場にしたいと考えております。専門家の方々の話を聞き、排水処理担当者同士で話をする貴重な機会です。どうぞお気軽にご参加ください。

第4回は信州大学で下水道工学等を教えている小松先生をお招きし、活性汚泥法や金属含有排水の処理の原理など、基本的な理論についてお話いただきます。

排水処理の基本について改めて学び、今後の業務にお役立てください。

こんな方々にお勧めをいたします。

- 排水処理に関わる業務に携わる方
- 排水処理についての最新の動向や技術について学びたい方
- 業務のうえで分からないことや悩みがある方
- ご自身の経験を他の方々に伝えたい方
- 他の企業の方々と交流をしたい方

1. 日 時 2025 年 12 月 16 日（火） 15:00 ～ 16:40

2. テーマ 「排水処理プロセスの概要」

3. プログラム オンライン（Zoom）で実施します。

15:00 ～ 15:50	排水処理プロセスの概要 ○活性汚泥法の基本と応用 ○産業排水処理の概要 ○放流水域における下水探知について	小松 一弘 様 (信州大学工学部 水環境・ 土木工学科 教授)
15:50 ～ 16:40	グループ懇談会（排水処理について管理上の 困りごとや解決策について数人のグループに分 かれて話し合います）	

～講師情報～

小松 一弘 様（信州大学工学部 水環境・土木工学科 教授）

経歴：国立環境研究所地球環境研究センター（2008-2021）、信州大学工学部（2021-）

研究テーマ：水環境中における下水探知・追跡センサーの開発、下水処理場の AI 化を目指した知見の集積など

4. 参加対象 （一社）長野県産業環境保全協会の会員企業、及び本協会に水質検査を委託している企業の方

5. 参加費 無料

6. 定 員 25 名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

7. 申し込み方法

(1) 参加申込書に必要事項を記入の上、E メール又は FAX で下記の宛先にお送りください。お申込みをいただきました方々には開催日2日前までにミーティング URL をお知らせいたします。

E-mail nasankan@alps.or.jp Fax 026-228-5872

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 5 階

(一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886

8. 申込締切日 2025 年 12 月 9 日（火）必着のこと

2025 年 月 日

第 4 回環境課題研究会参加申込書

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名		
所在地	〒	
TEL/FAX	TEL	FAX

所属・役職名	E メールアドレス	氏 名

○専門家の方々に質問したい事がございましたら以下にご記入ください。今回のテーマ以外の質問も受け付けます。（当日、質疑の時間内に回答いたします。）

また、話をしてみたい業種の方等いらっしゃいましたら記入してください。グループ分けの参考にさせていただきます。

環境法令改正情報

7月29日～11月26日

令和7年度

(注)*:「令和7年8月から11月に公布された主な環境法令の概要について」に掲載

7月	改正法令	概要
29日	エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令(文部科学・農林水産・国土交通・環境一)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号 略称「鳥獣保護管理法」)の施行に伴い、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正し、改正鳥獣保護管理法施行の日(令和7年9月1日)から施行する。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・環境二)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号 略称「鳥獣保護管理法」)の施行に伴い、特定外来生物により生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、改正鳥獣保護管理法施行の日(令和7年9月1日)から施行する。
9月	改正法令	概要
18日	* 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(三二七)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第五十六号)の一部の施行に伴い、この政令を制定し、令和8年1月1日から施行する。
19日	*環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(三三〇)	環境影響評価法第10条(方法書についての都道府県知事等の意見)第4項の規定に基づき、環境影響評価法施行令の一部を改正し、令和7年10月1日から施行する。同施行令第11条(法第10条第4項の政令で定める市)に熊本市を加える。
10月	改正法令	概要
1日	食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府八八)	食品表示法第4条(食品表示基準の策定等)第1項の規定に基づき、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部を改正し、公布の日から施行する。第9条(表示禁止事項)及び第23条(表示禁止事項)に関する改正。
	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九六)	食品衛生法第27条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、令和7年10月12日から施行する。第32条、第33条及び別表第18に関する改正。
8日	* 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境二)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略称「化審法」)の規定に基づき、及び同法を実施するため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正し、一部を除き、令和8年7月1日から施行する。

8日	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業六七)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略称「化審法」)の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
29日	*毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(三五八)	毒物及び劇物取締法別表第2第94号及び第23条の5の規定に基づき、毒物及び劇物指定令の一部を改正し、一部を除き令和7年11月1日から施行する。1 次に掲げる物を劇物に指定する。(第二条第一項関係) 四・[ニ・(四・ターシャリ・ブチルフエニル)エトキシ]キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤。ただし、四・[ニ・(四・ターシャリ・ブチルフエニル)エトキシ]キナゾリン一・四・四以下を含有するものを除く。 2 次に掲げる物を劇物から除外する。(第二条第一項関係) 塩素酸ナトリウム四七・五以上五二・五以下を含有する製剤(粉粒状に加工したものを除く。)(炭酸水素ナトリウム二七・七以上三七・七以下を含有するものに限る。) 3 施行期日等 ・この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、2については、公布の日から施行する。(附則第一項関係)・この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)
	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇七)	毒物及び劇物取締法第4条の3(販売品目の制限)第1項及び第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)第2項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和7年11月1日から施行する。
11月	改正法令	概要
12日	*資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令(三七〇)	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)の施行期日は、令和7年11月21日とする。
	*資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令(三七一)	1 題名の改正 2 計画の認定の申請者の使用人について所要の規定を設ける。(第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条関係) 3 縦覧等を要する廃棄物処理施設 当該申請に係る事項に係る廃棄物処理施設が焼却施設である場合とすること。(第4条関係) 4 認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準(第5条関係) 5 認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっての基準(第6条第1号関係) 産業廃棄物の処分に当たっての基準(第6条第2号関係) 6 認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準(第9条関係) 7 登録調査機関の登録の有効期間 5年(第11条関係) 8 その他 その他規定の整備をする。 9 施行期日 令和7年11月21日から施行)

12日	* 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則(環境二二)	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号。略称「再資源化事業等高度化法」)及び同法施行令の規定に基づき、並びに同法を施行するために、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則を定め、同法の施行の日(令和7年11月21日)から施行する。
17日	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(略称「食品リサイクル法」)第19条(再生利用事業計画の認定)第1項、第2項第9号及び第3項第4号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令(以下「省令」という。)の一部を改正し、公布の日から施行する。内容:省令第2条(申請書の記載事項)、第4条(特定農畜産水産物等)及び第5条(特定農畜産水産物等の食品関連事業者による利用量)に関する改正。
18日	労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働一一三)	労働安全衛生法第27条第1項及び第100条(報告等)第1項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する。内容:「規則第577条の2の2」の新設、「第594条の2」の改正並びに様式第24号の3の付加。
19日	環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三八三)	環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和8年4月1日とする。
	環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令(三八四)	環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法第52条(適用除外)の規定に基づき、環境経協評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。1 環境影響評価法施行令一部改正① 環境大臣が環境影響評価に係る書類等を公開することができる期間を定める。(第1条関係)② 環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号。)施行に伴う所要の改正を行う。(第1条関係)2 電気事業法施行令一部改正①改正法の施行に伴う所要の改正を行う。(第2条関係)
25日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通一一二)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年12月22日から施行する。同規則第21条(廃油処理方法の技術上の基準)に関する改正。
27日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三九二)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)、第19条の21(燃料油の使用等)第1項及び第54条(経過措置)の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正し、令和8年3月1日から施行する。経過措置あり。

～協会からのお知らせ～

○令和7年度の協会主催研修会等の開催状況をお知らせします。

名 称	日 程	受講料等	開催状況
化学物質管理関連研修会（オンライン）	2026年 1月21日（水）・22日（木）	一般15,000円 会員12,000円	定員に達し、 募集終了
環境課題解決研究会 （オンライン）	12月16日 「排水処理プロセスの概要」 「グループ懇談」	無料 会員等限定	参加募集中 15頁に案内掲載
エコアクション21セミナー	第1回～第4回	無料	終了
エコアクション21認証取得研修会（主催：エコアクション21普及戦略会議）	17事業者研修中	無料	募集終了
エコアクション21 無料個別相談会	12月17日（水） 1月14日（水） 2月18日（水） 3月18日（水）	無料	参加募集中

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

協会主催セミナーは、12月16日開催する環境課題解決研究会（会員等限定で参加募集中）と例年1月に開催している化学物質管理関連研修会（定員に達したので募集終了）を残すのみとなりました。年々、地球環境や身近な環境保全への関心が高まるにつれ、協会主催の各種研修会の参加者も増加傾向です。県内では着実に環境負荷低減や再エネ利用の拡大など脱炭素に取り組む事業所が拡大しています。当協会も会員事業所とともに、県内事業所の環境保全並びに脱炭素の取り組みをサポートするべく活動して参ります。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務について

【出典：「水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり」（令和3年11月 長野県環境部水大気環境課）から抜粋・加工】

- 排水基準の遵守 公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法 一律 基準	① 有害物質 28 項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15 項目 生活環境に係る被害の生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m³/日以上 の特定事業場に適用する。
条例 上乘せ 排水基 準	① 有害物質 4項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9項目 BOD、COD、SS 等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

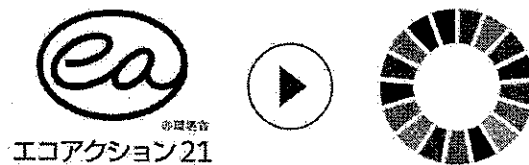
- 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3） （省略）
- 事故時の措置 特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。・事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合・事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合 また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応を なくてはなりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。
- 事業者の責務（責務規定）（法第14の4） （省略）
- 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等（法第14条） （省略）
- 罰則 届出、排水基準の遵守等の事業者の義務を怠った場合や、地域振興局長（一部は知事）の命令に応じなかった者に対しては下表のとおり罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（ただし、過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金）	法 第 31 条
緊急時の措置命令に違反した 場合		
⑧排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、虚偽 の記録をし、又は記録を保存 しなかった 場合	30 万円以下の罰金	法 第 33 条
報告をせず、もしくは虚偽の 報告し、又は立入検査を拒み 妨げ忌避をした場合		

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指ませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies